



# ～個人事業主の税務調査～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



税務調査は会社にだけやってくるものではなく、個人事業主として確定申告をしているフリーランスや賃貸経営をされている人のもとへもやってきます。

## 1. 税務調査の時期

税務調査が行われる時期については、明確な時期は決められておりませんが、税務調査が増える時期として、一般的に7月以降から秋、冬頃とされています。

個人事業主の場合は、夏から秋にかけて税務調査の連絡が来る可能性が高いと思われます。

## 2. 調査前の事前連絡

任意調査の場合、ある日突然やってきて書類やパソコンをすべて押収されるということはありません。

税務調査を実施する前に、税務職員から事前に電話で連絡があります。その際に調査を実施する日程について調整をすることはできます。書類やファイルの整理、過去の申告内容についてチェックするなど1週間～2週間程度の準備期間をもうけることは可能です。

## 3. 税務調査の対象となりやすいのは

すべての個人事業主が税務調査の対象ですが、10年以上も調査されたことのない人もいれば、数年ほどで税務調査の連絡を受けている人もいます。国税庁発表のデータでは、確定申告をしている人のおよそ100人に1人程度の割合で税務調査が実施されている結果となっております。

### ・売上高が急増している

税務調査が入る可能性が高まるのは、確定申告をしている個人事業主全体のうち所得が多い人であるといえます。特に売上額が急増している場合、所得隠しが行われていないか、経費は正しく計上されているかといった調査を受けやすくなるでしょう。消費税の課税事業者となっている人は、帳簿の記録に不備がないかなど調査されやすくなります。

### ・複数の事業を行っている場合

収入を得ている方法が複雑であったり、現金取引が多い事業などは所得隠しを疑われたり、調査対象となる可能性が高まるでしょう。

## 4. 税務調査に備えて対応すべきポイント

### ・過去の帳簿をチェックする

税務調査の連絡を受けた後でも、自らミスに気づき修正申告の申し出をした方が、調査時の心証は良くなるでしょう。

### ・書類をしっかりと準備する

税務調査では、帳簿や領収書や請求書など申告の根拠となる書類が必要です。年度順にまとめて見やすいように整理しましょう。

### ・税理士へ調査対応を依頼する

税務調査では、過去3年までさかのぼって帳簿や書類の確認が行われます。3年分の帳簿や書類をチェックするのは、かなりの手間と労力を要します。「ちゃんとチェックできるか自信がない」「ミスがあるかどうかはよくわからない」場合は、税理士へ税務調査の対応を依頼することをおすすめします。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp